**登録されている空家等への入居等を希望する方（買い手・借り手）**

※留意事項

・この制度は、つくば市内の空家等所有者から空家等の提供を求め、その情報を入居等を希望する方へ提供するものです。これにより、空家等を有効活用し、移住の促進及び地域活性化を図ることを目的としています。

・空家バンク制度登録者が、茨城県宅地建物取引業協会に媒介を依頼した場合には、法律に定められた媒介手数料が必要となります。

・市では、必要な連絡・調整は行いますが、売買及び賃貸借に関する交渉・契約等の媒介行為は行いません。契約後のトラブル等も、当事者間で解決をお願いいたします。